

環球

中国法月報

2019 年 1 月号

スポットライト 「中国輸出管制法（草案）」を読み解く（下）

法律トピックス 「独占禁止法執行の権限委譲に関する通知」を読み解く

随筆 あの頃、北京で住んでいた場所(上)黄魚を捕る？
—北京で黄魚が捕れるわけがないじゃないか

『環球中国法月報』2018 年総目次

編集・発行：環球法律事務所（GLOBAL LAW OFFICE）

日本業務チーム

www.glo.com.cn

北京
〒100025
北京市朝陽区建国路 81 号
華貿中心 1 号写字楼 15 階&20 階
Tel: (86 10) 6584 6688
Fax: (86 10) 6584 6666

上海
〒200021
上海市黄浦区湖濱路 150 号
企業天地 5 号楼 25 階&26 階
Tel: (86 21) 2310 8288
Fax: (86 21) 2310 8299

深セン
〒518055
深セン市南山区銅鼓路 39 号
大沖國際中心 5 号楼 26 階 B/C 单元
Tel: (86 755) 8388 5988
Fax: (86 755) 8388 5987





「中国輸出管制法(草案)」を読み解く(下)

前回では輸出管制法における輸出規制のための強い「牙」(強制力や抑止力)となる幾つかの重要な制度の内容を解説したが、今回は、輸出管制法が施行されると、通常の輸出管理制度の枠を超えて、中国に進出している外資系企業や中国と貿易関係のある幅広い業種の多くの企業、関係者がどのような大きな影響を受けることになるかについて解説したい。

中国の専門家と外国の専門家の輸出管制法に対する見方は、施行により関連企業が甚大な影響を受けることになるという点では一致しているものの、輸出企業等にプラスになるかそれともマイナスになるかという点ではかなり大きな温度差がある。中国の専門家の間では輸出管制法を評価する意見が多く、主に留意点や対応のあり方が指摘されるにとどまったのに対して、外国の専門家からは懸念や憂慮が示された。例えば、輸出管制法の立法の趣旨について、外国の専門家からは、大国に相応しい国際的な義務を果たし、世界平和に貢献しようとする姿勢は素直に歓迎すべきことだという声も聞かれるものの、やはり、輸出管制法が中国の国家安全保障と産業保護を目的とするものであることが強調されている点が注目され、果たしてどちらの色が濃くなるのかが不透明であるため、「政治ツール」として利用されることになるのではないかという懸念が示されている。このような懸念の声は中国の専門家からは上がっていない。

また、BloombergBNA のサイトでは、「U.S.Companies Should Brace for New Chinese Export Control Law」との記事 を掲載し、航空宇宙、軍事・防衛、エネルギー、電子、半導体、素材等を含め幅広い業種に影響があるとして、具体的な懸念を紹介している。また、日本の一般財団法人安全保障貿易情報センターも危機感を持ち、中国に再考を求める意見書 を提出している。

輸出管制法の施行後、最も大きな影響を受けることになるのは管制物資の生産・輸出に従事する企業である。輸出管制法は内容が極めて専門的で、また違反した場合に問われることになる責任も重大なものである。そのため、中国の管制物資の輸出入、輸送、通関、金融等の関連業務に従事する中国内外の企業は、中国輸出管制法の最新動向に絶えず注意を払い、「輸出管制法草案」における監督管理に関する最新の要求をしっかりと把握するとともに、適宜自らの中国輸出管制コンプライアンス制度及びその実践状況を点検していかなければならない。以下、輸出管制法が輸出企業等にどのような重大な影響をもたらし得るかを解説し、今後とるべき対応について述べたい。

I 外資系企業への影響

1. 再輸出規制

輸出企業等に最も大きな影響をもたらすものは、「再輸出規制」及び広汎な「みなし輸出規制」ではないかと思われる。前回、一部の日系企業に尋ねてみたところ、意外と中国輸出管制法草案の存在を認知していない企業が少なくなく、内容への関心や理解も十分なものではなかったと述べたが、その主因は、「再輸出規制」や「みなし輸出規制」が、米国の輸出管理規制に関係する者を除き、日系企業にとってはなじみのない規制であって、またその内容や関連基準、影響も不明確であることにあるのではないかとと思われる。

再輸出規制については、草案 64 条において、「管制物資または中華人民共和国の管制物資を含む価値が一定の比率に達した外国製品は、国外からその他の国家(地区)へ輸出する場合には本法を適用する。当該価値の比率と管理方法については、国務院または中央軍事委員会が別途規定する。」と規定されている。

同規定からすると、中国の再輸出規制は次の 2 種の類型が存在することになる。(1) 中国の原産性を問わず、すでに中国から外国に輸出された管制物資が再度第三国(地区)に輸出される場合に、中国政府の許可が必要となるというもの。(2) 中国の管制物資が国外に輸出されて新たな製品の生産に使用され、かかる製品が第三国(地区)に輸出される場合に中国政府の許可が必要になるというもの。

再輸出規制は、米国において導入されているもので、中国も恐らく国際化を図るとともに、世界的大国として「規制される側」から「規制する側」にならんとする思惑で、かかる制度を導入したものと思われる。草案にある再輸出規制は、許可申請に際して、場合によっては、再輸出先の状況報告等も求められる可能性があり、主管機関に輸出先の生産現場でエンドユースの実地確認を行う権限が認められていると解される。かかる域外適用について、中国の専門家からは、このような規制を設けることは中国の国家安全保障上必要なことであると同時に、中国が国際的義務を全面的に果たしていくためにも必要なことであると評価されている。

ところが、日本の専門家からは、再輸出規制は国際法的にも問題ありとの意見が示されている。日欧政府及び産業界も米国に対して同様の指摘を行っており(日本は不公正貿易白書等で指摘)、CISTEC も再輸出規制の撤廃を要請している。また、そのような問題に留まらず、規制によって貿易・投資に多大な混乱を招く可能性が高いことから、貿易・投資環境の阻害要因にもなってくるという懸念も示されている。

再輸出規制を導入した場合にどのような問題が生ずるかについては、再輸出規制が導入されている米国の状況を見れば分かる。米国の規制では、米国から輸入した製品自体、または米国から輸入した部品等を一定割合以上使った製品等を、輸入国から再輸出する場合に米国政府の許可が必要となっている。このため、米国製品の使用はリスクとなり、海外の産業界では、その使用を回避する強いインセンティブが生じている。したがって、中国で再輸出規制が導入された場合も、同様の問題が生ずることが容易に想像できる。

2. 広汎なみなし輸出規制

みなし輸出規制は、下記の 3 条の「輸出管制」の定義規定から読み取ることができる。「本法にいう輸出管制とは、国家が中華人民共和国国内より国外に向けての管制物資の移転、中華人民共和国の公民、法人及びその他の組織が外国の公民、法人及びその他の組織に対し行う管制物資の提供に対して、禁止または制限の措置を講じることを指す。」

同規定は、外国人に対する管制物資の提供だけでなく、中国国内の外資系企業等も含めた外国法人に対する管制物資の提供も規制対象としているように読み取れる。中国国内の「外国法人」である外資系企業への物資・技術・役務の提供にも許可の申請が必要ということになれば、米国の「みなし輸出」規制よりも更に厳しい規制となる。だからこそ、外国の専門家は、中国の広汎なみなし輸出規制が世界でも例のない特異な規制であると指摘したのであろう。

現実にそのような規制が行われることになれば、以下のような影響が出ると予想される。まず、外資系企業が中国国内で規制対象品目等を調達する際に、面倒な許可申請を回避したい中国企業から取引を拒否されるといった状況が発生することが考えられる。次に、社内の外国人従業員への貨物・技術・役務の提供にも許可の申請が必要となることが問題となる。外国本社からの出向者を含め、外国人従業員を交えた企業内の日常的な(規制対象技術を含む)技術的打ちあわせ、データベースへのアクセス等までもが許可なくしては行えなくなってしまうのだ。更に、貨物、役務まで対象となると、日常的な企業運営にとって大きな負担となってしまう恐れがある。

3. その他の影響

前述のもの以外にも、外国企業からは以下の懸念が示されている。

- ① 9 条に定める対等の原則については、中国に対して「差別的な輸出規制をする国に対して「相応の措置」を講じるとする報復措置に関する規定と受け止められており、これが米国による強力な制裁への対抗・報復手段として利用されることになるのではないかと懸念の声が上がっている。
- ② 28 条では、米国の制度(BIS の立ち入り検査等)を参考として、中国政府による域外での最終用途確認権限について規定されているが、機密保持を要する生産現場等で中国製品が使用され、または新たな製品に組み込まれている場合、そこに中国当局が立ち入って実地確認を行うことになると、機微技術が流出する恐れがあるとの懸念がある。
- ③ ブラックリストや規制リストの政治的利用
- ④ 戦略的稀少資源の保護(WTO ルールに抵触)

II 今後の対応

草案のパブリックコメントは既に終了したが、輸出管制法は今後、商務部による送審稿の作成、国务院における審議、全国人民代表大会常務委員会における審議、全国人民代表大会における決議、公布等数多くのプロセスを経て初めて施行される。言い換えれば、輸出管制法の施行までには、まだある程度の時間が残されているのである。したがって、関連企業は残された時間を有効に活用して、輸出管制法にしっかり目を通した上で、輸出管制に関する自らの方針を調整するべきである。具体的には、法的リスク回避のため、関連企業は次の通り対策を進めることが必要となる。

1. 自らの業務が輸出管制の対象となるか否かを判断

輸出管制法、特に近く公開される見込みの規制品目リストを参照して、自社の輸出する製品、技術及び対外的に提供するサービス等が輸出管制の対象となるかを分析し、輸出管制法に基づき申告を行う必要があるか否かを判断しなければならない。実際にどのように判断を行うべきかについては、これまでの実務状況を見る限り、輸出管制の対象となると明確に規定されている一部の製品、技術、サービス以外のものは、輸出管制の対象となるか否かを確定することが困難であると言わざるを得ない。自身で判断を行うことが難しい場合には、専門家に意見を仰ぐか、輸出管制主管機関に問い合わせて確認を行うべきである。

2. 輸出許可申請制度を構築する

輸出する製品、技術及び対外的に提供するサービスが輸出管制の対象となることが判明した場合、企業は輸出管制法に基づき、許可申請制度と業務工程を構築しなければならない。同時に、研修を行っ

て従業員に各許可の特徴と要件をしっかりと理解させ、状況に応じて個別許可と共通許可のどちらを申請すべきかを適切に判断できるようにさせなければならない。

3. 回避行為が発覚した場合負うことになる責任をしっかりと認識する

輸出管理法では、輸出管制を故意に回避する行為に対し、厳罰をもって臨む旨が明確に規定されている。この規定は国外における既存の類似制度を参考にしたものであり、特に目新しいものではない。たとえば、2018年初頭にも、某有名企業が各種措置を講じて米国の輸出管理規制を故意に回避したとして、米国政府により加重処罰されるという事件があった。企業は、こういった過去の事例を教訓とし、規制に対する回避行為が発覚した場合、極めて重大な法的責任を問われることを肝に銘じておかなければならない。簡潔に言えば、許可の申請または届出が必要な場合に、回避行為を行ってはならない。

4. 輸出コンプライアンス制度を構築し、リスクを防備する

草案では、次の通り複数の角度から、企業に対し輸出管理法を遵守するよう指導・奨励している。(1) 許可便宜制度が規定された。これにより、輸出管制に関する内部コンプライアンス制度を構築した企業に対し、共通許可等相応の許可上の便宜が供与されることになった。(2) 問い合わせメカニズムが構築された。これにより、輸出予定の物資が管制物資に該当するか否かについて、輸出業者が輸出前に輸出管制主管機関に問い合わせを行えるようになった。(3) 行政指導制度が規定された。これにより、輸出管制主管機関が業界の輸出管制指導に関する指導意見、最良の取扱いについての手引きを適時発行することになった。(4) リスク警告制度が設立された。これにより、輸出管制主管機関が警告書の発行、監督管制のための面談設定等の方法により、輸出業者に対し違法リスクの注意喚起を行うことになった。したがって、企業はこれらの指導・奨励措置を有効に活用し、輸出管制に関するリスク防備に努めていかなければならない。

以上、中国輸出管理法の施行により、中国に進出している外資系企業や中国と貿易関係のある幅広い業種の多くの企業、関係者がどのような大きな影響を受けることになるかについて解説した。実際には、輸出企業等に影響を与え得る規定は草案中に他にも数多くあるのだが、本稿では紙幅の関係で割愛せざるを得ない。読者諸兄がもし草案の内容や、これにより企業経営にどのような実質的影響が及ぶかといった問題、または中国における現行の輸出管制制度について、意見、コメント、疑問等をお持ちであれば、是非とも筆者まで連絡されたい。

「独占禁止法執行の権限委譲に関する通知」を読み解く

2019年1月3日、国家市場監督管理総局(以下、「市場監督管理総局」という)は、公式サイトで「独占禁止法執行の権限委譲に関する通知」(国市監反壟断[2018]265号、以下、「通知」という)を公布し、省レベル市場監督管理機関に対し、管轄する行政区域内の独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限事件に対する独占禁止法執行業務を実施する権限を委譲した。これを受け、本稿では、今回の「三合一」改革後における独占禁止法執行の権限委譲モデルと、従来の「三駕馬車」¹により並行して独占禁止法執行が行われていた際の権限委譲モデルとの間にどのような違いがあるか、及び今回の権限委譲によって今後の中国独占禁止法執行にどのような影響がもたらされるかの2点について、簡単に検討を行うこととしたい。

I 「三合一」改革前後における独占禁止法執行の権限委譲モデルの相違点

2018年3月に国务院機構改革が行われる以前、中国では3つの機関がそれぞれ独占禁止法執行を行っていた。具体的には、国家發展改革委員会が価格に関連する独占行為の取り締まりを、商務部が事業者結合行為に関する審査を、旧国家工商行政管理総局(以下、「旧国家工商総局」という)が価格に関連しない独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除・制限事件に対する法執行業務を担当していた。各機関の独占禁止法執行の権限委譲モデルには若干の相違があった。国家發展改革委員会では、全面的権限委譲モデルを採用しており、省レベル価格主管機関が独占禁止法執行の権限を有していた。旧国家工商総局では、個別的権限委譲モデルを採用しており、事件ごとに、個別に省レベル工商行政管理局に対して権限委譲を行っていた。商務部が担当する事業者結合審査は、一貫して中央政府が担当していた。今回公布された「通知」には、独占禁止法執行機関の「三合一」改革後における独占禁止法執行の権限委譲について、独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による独占行為に対する法執行の権限を省レベル市場監督管理機関に委譲することが明記されており、これにより省レベル市場監督管理機関が全面的に独占禁止法執行の権限を有することになる。

「三合一」改革前後における独占禁止法執行の権限委譲モデル、調査の委託、届出・報告制度についての主な相違点は下表の通りである。

¹ ここにいう「三駕馬車」とは、かつて、独占禁止法執行機能を担っていた国家發展改革委員会、旧国家工商行政管理総局及び商務部を指す。また、「三合一」とは、独占禁止法執行機能が「三駕馬車」から市場監督管理総局へ移行・統合されることを指す。

	国家発展改革委員会	旧国家工商総局	市場監督管理総局
法執行の権限委譲モデル	全面的権限委譲モデル。すなわち、省レベル価格主管機関が独占禁止法執行権限を有する。 ²	個別的権限委譲モデル。すなわち、事件ごとに、個別に省レベル工商行政管理总局に対して権限を委譲する。 ³	<p>省、自治区、直轄市に跨る独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限事件、及び省レベル政府が実施した行政権力の濫用による競争の排除・制限行為、事情が比較的複雑又は全国範囲で重大な影響のある事件、並びに市場監督管理総局が直接管轄する必要があると認定する事件は、市場監督管理総局が直接管轄し、又は<u>関係の省レベル市場監督管理機関に権限を委譲する。</u></p> <p><u>省レベル市場監督管理機関に対し、管轄する行政区域内の独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限事件に対する独占禁止法執行業務を実施する権限を正式に委譲する。</u>⁴</p>

² 「価格独占の禁止に関する行政法執行手続の規定」(国家発展改革委員会令第8号、2010年12月29日公布、2011年2月1日施行)

第3条 國務院の価格主管機関は、全国の価格独占の禁止に関する法執行業務を担当する。

國務院の価格主管機関が権限を委譲した省、自治区、直轄市人民政府の価格主管機関は、管轄する行政区域内の価格独占の禁止に関する法執行業務を担当する。

省、自治区、直轄市に跨り発生した価格独占事件は、國務院の価格主管機関が指定する関係の省、自治区、直轄市人民政府の価格主管機関が取り締まりを行い、重大な事件については、國務院の価格主管機関が直接取り締まりを行う。

³ 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の取り締まり手続に関する工商行政管理機関の規定」(国家工商行政管理总局令第42号、2009年5月26日公布、2009年7月1日施行)

第2条 国家工商行政管理总局は、統一して独占協定、市場支配的地位の濫用に関する独占禁止法執行業務を担当する。

国家工商行政管理总局は、業務の必要に応じて、関係の省、自治区、直轄市工商行政管理局(以下、「省レベル工商行政管理局」という)に対して独占協定、市場支配的地位の濫用に関する独占禁止法執行業務を実施する権限を委譲することができる。

第3条 以下に掲げる独占行為は、国家工商行政管理总局が取り締まりを担当する。

(一) 全国範囲で重大な影響のあるもの。

(二) 国家工商行政管理总局が同局が管轄することが相当であると認定したもの。

以下に掲げる独占行為は、省レベル工商行政管理局に取り締まりを実施する権限を委譲することができる。

(一) 当該行政区域内で発生したもの。

(二) 省、自治区、直轄市に跨り発生しているが、主要な行為地が当該行政区域内であるもの。

(三) 国家工商行政管理总局が省レベル工商行政管理局に権限を委譲して管轄させることが相当であると認定したもの。

権限委譲は事件毎に行う。権限を委譲された省レベル工商行政管理局は、下のレベルの工商行政管理局に対して再度の権限委譲をしてはならない。

⁴ 「通知」

一、科学的かつ高効率な独占禁止法執行メカニズムを確立する。

<p>独占禁止法執行調査の委託</p>	<p>国務院及び省レベル主管機関は、その法定権限内で 1 レベル下の政府主管機関に調査の実施を委託することができる。委託を受けた機関は、再委託してはならない。⁵</p>	<p>国家工商総局は、関係の省レベル、副省レベル市、計画単列市工商行政管理局に事件の調査業務の実施を委託することができる。⁶</p>	<p><u>市場監督管理総局は、省レベル市場監督管理機関に調査の実施を委託することができる。</u></p> <p><u>省レベル市場監督管理機関も同レベル又は 1 レベル下の市場監督管理機関に調査を委託することができる。</u>⁷</p>
<p>届出・報告制度</p>	<p>事後の届出又は報告</p> <p>省レベル主管機関は、取り締まりを行った事件の処理決定を下してから 10 営業日以内に、関連状況を国務院主管機関に届け出る。</p> <p>委託を受けた主管機関は、調査が終了してから 5 営業日以内に、関連状</p>	<p>事前の報告と事後の届出</p> <p>権限を委譲された省レベル機関は、決定を下す前に、国家工商総局に報告しなければならない。</p> <p>決定を下してから 10 営業日以内に、関連状況等を国家工商総局</p>	<p>立件届出、事前の報告と事後の提出</p> <p>省レベル市場監督管理機関は、立件後 10 営業日以内に、立件の状況を市場監督管理総局に届け出る。</p> <p>行政処罰等の決定を下す前に、市場監督管理総局に報告し、指導・監督を受ける。</p> <p>決定等を下してから 5 営業日以内に、</p>

(一)市場監督管理総局が統一して独占禁止法執行を担当し、以下の事件を直接管轄し、又は関係の省レベル市場監督管理機関に管轄権限を委譲する。

1.省、自治区、直轄市に跨る独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除・制限事件、及び省レベル人民政府が実施した行政権力の濫用による競争の排除・制限行為。

2.事情が比較的複雑又は全国範囲で重大な影響のある独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除・制限事件。

3.総局が直接管轄する必要があると認定した独占協定、市場支配的地位の濫用及び行政権力の濫用による競争の排除・制限事件。

(二)省レベル市場監督管理機関は、管轄する行政区域内の独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限事件に対する独占禁止法執行業務を担当し、自機関の名義を以て法に基づき処理する。省レベル市場監督管理機関は、事件が総局の管轄範囲に該当すると発見した場合には、当該事件を速やかに総局に移管しなければならない。省レベル市場監督管理機関は、自機関の管轄範囲に該当する事件について、総局が管轄する必要があると認定した場合には、総局に報告し、総局に決定を仰ぐことができる。

⁵「価格独占の禁止に関する行政法執行手続の規定」

第 4 条 価格独占の疑いがある行為について、国務院と省、自治区、直轄市人民政府の価格主管機関は、その法定権限内において、1 レベル下の政府価格主管機関に調査の実施を委託することができる。

委託を受けた政府価格主管機関は、委託範囲内において委託機関の名義で調査を実施し、他の行政機関、組織又は個人に調査の実施を再委託してはならない。

⁶「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の取り締まり手続に関する工商行政管理機関の規定」

第 9 条 国家工商行政管理総局は、自らが立件した事件について、自ら調査を展開することができ、関係の省レベル、副省レベル市、計画単列市の工商行政管理機関に事件の調査業務の展開を委託することもできる。

省レベル工商行政管理局は、権限委譲を経て自らが立件した事件について、本規定に基づき事件調査等の関連業務を実施しなければならない。

⁷「通知」

一、科学的かつ高効率な独占禁止法執行メカニズムを確立する。

(三)総局は、事件の審査及び調査の過程において、省レベル市場監督管理機関に相応の調査の展開を委託することができる。省レベル市場監督管理機関は、これに積極的に協力し、総局とともに独占禁止法執行業務を遂行しなければならない。省レベル市場監督管理機関は、独占禁止法執行の過程において、他の省レベル市場監督管理機関又は下のレベルの市場監督管理機関に調査の展開を委託することができる。委託を受けた市場監督管理機関は、委託範囲内において委託機関の名義で調査を実施し、他の行政機関、組織又は個人に調査の実施を再委託してはならない。

	況を委託機関に報告する。 ⁸	に報告し届け出る。 ⁹	関連文書を市場監督総局に提出する。 ¹⁰
--	---------------------------	------------------------	---------------------------------

今回省レベル市場監督管理機関に実施権限が委譲された独占禁止法執行業務には、独占協定、市場支配的地位の濫用、行政権力の濫用による競争の排除・制限事件といったものが含まれるが、事業者結合案件は含まれず、これについては引き続き市場監督管理総局が審査を行う。国务院独占禁止委員会の専門家諮問チームの黄勇氏によると、事業者結合案件の関連業務が権限委譲の対象になっていないのは、諸々の事情に鑑みてのことであるという。「従来、事業者結合案件は商務部が担当しており、地方に関連業務の実施権限は委譲されていなかった。今回も、この手法が引き継がれた形となった。その理由としては、事業者結合案件は一定の金額と規模を有するからこそ申告が行われていること、つまり、事業者結合案件はすべて比較的大きな影響力を有するものであるということと、事業者結合の審査期間が限られており、従来の法執行チームも比較的安定し、専門的な業務が実施できるようになっていることがある。」

II 今回の独占禁止法執行権限の委譲が将来的に中国の独占禁止法執行にもたらす影響

1. 限りある法執行力の一元的活用、法執行力の強化、法執行の効率化に繋がる

国务院独占禁止委員会専門家諮問チームの黄勇氏によると、独占禁止法執行権限が省レベル市場

⁸ 「価格独占の禁止に関する行政法執行手続の規定」

第 22 条 省、自治区、直轄市人民政府価格主管機関が取り締まりを行った事件は、処理決定を下した日から 10 営業日以内に、関連状況、事件調査終結報告書及び調査中止決定書、調査終結決定書、行政処罰決定書等を国务院の価格主管機関に届け出なければならない。

委託を受けた政府価格主管機関は、調査終結から 5 営業日以内に、関連状況、事件調査終結報告書等を委託機関に提出しなければならない。

⁹ 「独占協定、市場支配的地位の濫用事件の取り締まり手続に関する工商行政管理機関の規定」

第 23 条 国家工商行政管理総局は、重大な独占事件に対して行政処罰決定を下す前に、国务院独占禁止委員会に報告しなければならない。

権限を委譲された省レベル工商行政管理局は、法に基づき調査の中止、調査の終止又は行政処罰決定を下さなければならない。但し、決定を下す前に、国家工商行政管理総局に報告しなければならない。省レベル工商行政管理局は、決定を下してから 10 営業日以内に、関連状況、関連の決定書及び事件調査終結報告書を国家工商行政管理総局に提出し、届け出なければならない。

¹⁰ 「通知」

二、厳格に法に基づき法定の職責を履行する。

(二) 法執行の尺度と基準を統一する。総局は、全国の独占禁止業務に対する指導と調整を強化する。省レベル市場監督管理機関は、厳格に法律の規定及び総局からの統一的な要求に従い、事実が明白で、証拠が十分で、法律適用が正確で、処理が適切で、手続が完全で、手順が適法であるとの原則に基づき、独占禁止法執行業務を展開する。省レベル市場監督管理機関は、立件してから 10 営業日以内に、立件状況を総局に届出なければならない。立件する前に、関連事項について総局と意思疎通を行うことができる。立件取り下げ決定、行政処罰事前告知、行政処罰決定、調査中止、調査再開及び調査終結決定を下す前、並びに行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に対して法に基づく処理意見を提出する前に、事件の関連状況及び文書の草稿を総局に提出し、総局からの指導及び監督を受入れなければならない。事件調査及び処理中のその他の重大な、又は判断が困難な事項については、速やかに総局に報告しなければならない。

(三) 事件の情報公開を強化する。総局及び省レベル市場監督管理機関は、関連規定の要求に基づき、国家企業信用情報公示システムを通じて、事件に関わった企業の関連情報の公示業務を行う。総局は、独占禁止法執行情報公表プラットフォームを構築し、更なる整備を行う。省レベル市場監督管理機関は、行政処罰決定、調査中止及び調査終結決定を下す前、並びに行政権力の濫用による競争の排除・制限行為に対して法に基づく処理意見を提出してから 5 営業日以内に、関連文書を総局に提出しなければならない。総局は、省レベル市場監督管理機関と同時に、社会に対して独占禁止法執行に関する情報を公布する。

監督管理機関へ全面的に委譲されれば、将来的に独占禁止法執行は恒常化することになるという。全面的権限委譲モデルにより、地方の法執行力を統合し、事実上法執行力を強化することができるのである。「一方では、市場監督管理総局の独占禁止法執行業務の人員不足を解決することができる。また一方では、中国は広大な国土を持ち地域差が激しいが、全面的な権限委譲を行うことで、各地方に散在する独占の疑いのある事件に対し、各地方の省レベル機関が行動を起こすことができるようになる。より現在の中国市場の状況に即した法執行が可能となるというわけだ。市場監督管理総局によるこの通知は、統一化・規範化の役割を發揮することができる。」

他方、従来の個別的権限委譲モデルには、地方の独占禁止法執行機関が受身になってしまいがちであるという問題があった。例えば、同モデル下で権限委譲が行われた場合、地方独占禁止法執行機関による事件処理に比較的複雑な手続が必要となり、処理の完了までにも比較的長期間を要した。しかし、全面的権限委譲モデルを採用することで、地方の法執行力を呼び起こし、事件処理のスピードを上げることができる。

2. 届出・報告制度により、地方の法執行能力と事件処理品質が保証され、法執行の地域差が縮小される

届出・報告制度が明確にされたことで、中央と地方間の意思疎通メカニズムが確立されるとともに、地方の法執行能力と事件処理の品質が保証されることとなった。今回の省レベル市場監督管理機関への権限委譲にあたっては、各省の法執行機関に対し、法執行能力に関する比較的高い要求が突き付けられた。従来は、各省における法執行水準、法執行能力の格差及び法執行の自由裁量権に対する理解の違いに起因して、法執行の地域差が生ずる恐れがあった。しかし、届出・報告制度が整備されたことで、「通知」における省レベル独占禁止法執行の人材バンクの構築、高等院校科学研究機構との意思疎通・交流の強化等に関する規定と連携しながら、有効にこの問題を解決し、独占禁止法執行能力を絶えず強化していくことが可能となった。

3. 企業はコンプライアンス構築をより一層重視するようになる

従来、独占禁止法に関する事件の調査は主に国家レベルで行われるものが多かったが、独占禁止法執行権限が全面的に委譲されると、地方の法執行機関が受理し、取り締まりを行う事件が増加する可能性がある。それに伴い、企業は今後より一層コンプライアンスの構築を重視するようになり、法律の指導的役割はより重要なものとなるだろう。

あの頃、北京で住んでいた場所(上) 黄魚を捕る？—北京で黄魚が捕れるわけがないじゃないか

作者: 鮑 榮振

90年代の頃、私は北京市の市街地南部に位置する、蒲黄榆(ほこうゆ)という場所に住んでいた。

当時の蒲黄榆は勤労大衆の集まる場所で、金持ちや有名人はいなかったが、汪曾祺という作家が暮らしていた。といっても、ほとんどの人は彼の名を知らないだろう。しかし、彼が著した『蘆蕩火種』を知る人は多いはずだ。『蘆蕩火種』は、後の「样板戲」¹のひとつに数えられる『沙家浜』の前身となった作品である。

汪曾祺の『蒲黄榆後記』では、蒲黄榆の由来について次のように紹介している。ある日、中国の著名な劇作家である曹禺が小用で汪曾祺に電話をした際、ついでにこう言った。「君の住んでいる場所の地名はどうも変わっているな。『黄魚を捕る』²だって？北京で黄魚が捕れるわけがないじゃないか」。後に、汪曾祺は考証を経て、今日の蒲黄榆はかつて、東蒲橋、黄土坑、榆樹村という3つの異なる地区が接する場所であったこと、そして、その3つの異なる地区の名称からそれぞれ1字をとって「蒲黄榆」という地名になったことを知ったのだという。

汪曾祺はかつての東蒲橋の辺りに住んでいたため、自身の60篇以上の散文を収めた著作を『蒲橋集』と名付けている。『蒲橋集』のそれほど大きくない表紙の余白には、次のような自筆のキャッチコピーが淡く印刷されている。「齊白石は自ら『詩第一、書第二、画第三』と称していた。汪曾祺の散文は小説より面白いと言う人がいる。このような評価は定説ではないが、一理ある。本書に収める諸篇は、世間の出来事、風景、文化、逸話、さらには動植物や食物を題材としており、いずれも情緒豊かな作品に仕上がっている。」

また、汪曾祺は『榆樹村雜記』という文集も編

んでいる。これも蒲黄榆の地名から命名されたもので、『蒲橋集』と並び汪曾祺作品の双璧と評される。これらの著作に収められている散文は平淡かつ素朴な作風で、何度読み返しても飽きることがない。汪曾祺の散文を愛読する者は多く、ある読者は次のような感想を残している。「あの時の感動をどう表現したら良いのだろう。まるでテレサ・テンの歌声を初めて耳にして瞬時に心打たれ、あっけにとられながら、ああ、この世にはこんなにも美しい声が存在するのかと感銘を受けた時のようだった。以前はたまに本を買って暇な時にページをめくるくらいで、読書などただの暇つぶしと思っていたが、汪曾祺の作品を読んで初めて、文字がこれほどまでに魅力的なものだということに気づいた。」

例えば、汪曾祺の『冬天』の冒頭、「家人閑座、灯火可親。」(家人閑座して、灯火(とうか)親しむべし)という一節にも人を惹きつけてやまない魅力がある。この「灯火親しむべし」とは、一家団欒の温もりをいうのだと私は考える。日本の文豪・夏目漱石の『三四郎』にも、与次郎が三四郎に対して「灯火親しむべし」という言葉を引用するくだりがある。この言葉の出典は、韓愈の名篇『符讀書城南』中の「灯火稍可親(灯火稍く(ようやく)親しむべく)」という句である。日本語に訳された『符讀書城南』を見てみると、日本人は「灯火稍く親しむべし」を「涼しく夜の長い秋は読書に適している」と理解していることが分かる。前後の原文とその現代日本語訳を以下に掲げる。

「時秋積雨霽、新涼入郊墟。灯火稍可親、簡編可卷舒。」(今や時候は秋で、長い雨がはれて、新涼の気が、城外の村に入りこみ、灯火もようやく親しめるようになったので、書物をひもとくのによい時節になった)。

¹ ようはんぎ。文化大革命期において上演が許された数少ない作品を指す。「(革命)模範劇」とも。

² 中国語では「捕黄魚」(bǔhuángyú)であり、「蒲黄榆」

(Púhuángyú)と発音が近い。また、「黄魚」とはフウセイとキグチを指す。

一方で、汪曾祺は辛辣な評論をすることも少なくなかった。例えば、李白が詠んだ「天門一長嘯、万里清風来」(南天門³にてひとしきり吟ずれば、遙か彼方より清らかな風が吹いてきた)という詩に対して、汪曾祺は「有時底氣不足、就只好酒狗血、装瘋」(時には氣概が足りず、大げさな表現でごまかすしかないこともある)、実のところは「装豪放」(豪放磊落であるかのように振る舞っている)に過ぎないと評している。ここにいう「酒狗血」とは、俳優が本分を忘れて、わざとらしく大げさな演技をすることをいう。近年中国で大流行した言葉に「狗血劇」があるが、これも同様の意味であり、梨園行と呼ばれる京劇の俳優たちから生まれたものである。

以前私が住んでいたアパートには、1階の庭に、あるお爺さんが植えた、茶碗の口ほどの太さもあるチャンチン(香椿)の木があった。毎年4月下旬から5月初旬にかけての穀雨の頃になると、チャンチンの木の枝から新芽が顔を出し、ゆっくりと葉に成長してゆく。そして、日頃から親切で世話好きだったそのお爺さんは、ご近所に一軒一軒チャンチンの新芽を御裾分けしてまわるのである。そのため、どの家の台所からもチャンチンの香ばしい香りが漂って来るのであった。今ではそのお爺さんも既に亡くなられたと聞いたが、チャンチンの木は今もまだそこにあるのだろうか。今は誰がチャンチンの新芽を収穫しているのだろうか。

あの頃は隣人間の関係も非常に良いものだった。近所に迷惑をかけてしまうことがあっても、大きな問題にはならなかった。例えば、1階の排水管が詰まって台所の流しに水が逆流してしまったり、上の階から下の階へ水漏れが起こったりすることもあったが、隣人同士が互いに思いやることで、円満に解決することができた。そのため、私は以前「人民中国」という日本語雑誌の法律コラムで共同不法行為に関する法知識と事例を紹介した際、当時のことを冒頭で次のように述べた。

「私が以前住んでいた住宅は、1980年代初めに建てられた古いビルだった。1階の隣人の家で

は、排水管が詰まり、それが原因で、台所の流しに排水が逆流することがあった。上の階から下の階へ水が漏れることも時々発生した。

こういう時は、水道の本管の栓が止められ、建物管理所の作業員が修理するまで、ビル全体の水道が使用不能になった。

確かに、日常生活は不便になるのだが、住民同士の間では、互いに喧嘩も非難もなく、話し合いにより問題が解決した。ビル全体に和やかな雰囲気は漂っていた。無論、喧嘩が発生するビルもあったが、訴訟になるようなことはなかった。」

そして、この後は真逆の内容を続けていくのだった。

³ 泰山山頂部分の入り口にあたる場所に築かれた門。

▲ 『環球中國法月報』2018 年總目次 ▼

号数	目次
2018 年 6 月号 (創刊号)	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットライト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新時代」における中国對外開放の最新動向 ● 法律トピックス <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中日社会保障協定が署名され、発効待ち ➢ 外商投資企業の届出・登記の一本化 ➢ 国家市場監督管理總局 不正競争行為取り締まり特別法執行行動を展開
2018 年 6 月号 (臨時増刊)	<ul style="list-style-type: none"> ● 最新法令要点解説 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国家發展改革委員會と商務部が「2018 年版ネガティブリスト」を公表 ● 法令翻訳 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「2018 年版ネガティブリスト」全文(日本語仮訳)
2018 年 7 月号	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットライト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中国サイバーセキュリティ法が外資系企業に与える影響とその対応について—実施 1 年後の現状を踏まえて— ● 法律トピックス <ul style="list-style-type: none"> ➢ 481 号文廃止後の医療費補助金給付に関する問題についての分析 ➢ 史上空前の個人所得稅制改革 ● 法務アンテナ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「フランス優勝で全額返金」の華帝は、本当に勝者か？
2018 年 8 月号 —中国独占禁止 法施行 10 年の 回顧と展望(上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 序文 ● 統計データにみる過去 10 年間の中国独占禁止法の実施状況 ● 過去 10 年間における中国独占禁止法分野の重要な出来事(その 1) ● 当所と吳理文法律事務所の統合に関するお知らせ
2018 年 8 月号 (臨時増刊) —法令速報	<ul style="list-style-type: none"> ● 「自動車産業投資管理規定」について
2018 年 9 月号 —中国独占禁止 法施行 10 年の 回顧と展望(中)	<ul style="list-style-type: none"> ● 序文 ● 違法な未申告の処罰事件にみる中国における事業者結合規制の新動向 ● どのような場合に中国で事業者結合申告を行う必要があるか ● 過去 10 年間における中国独占禁止法分野の重要な出来事(その 2・完)
2018 年 10 月号 —中国独占禁止 法施行 10 年の 回顧と展望(下)	<ul style="list-style-type: none"> ● 序文 ● 協調行為が独占協定に該当するとの司法判断について ● 再販売価格維持行為に関する最新事件の整理 ● 全国市場監督管理業務座談会における張茅氏の講話(競争法執行に関する部分の抜粋)
2018 年 11 月号	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットライト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「電子商取引法」成立—あなたの準備は大丈夫？ ● 法律トピックス <ul style="list-style-type: none"> ➢ 商業賄賂の收受主体における重要な変更によるビジネスへの影響について(上) ● 隨筆 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 秋はいつ来るのだろう
2018 年 12 月号	<ul style="list-style-type: none"> ● スポットライト <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「中国輸出管制法(草案)」を読み解く(上) ● 法律トピックス <ul style="list-style-type: none"> ➢ 商業賄賂の收受主体における重要な変更によるビジネスへの影響について(下) ● 隨筆 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「喫茶去」(きっさこ)

本月報は、特定の問題に対する当事務所の正式な意見を代表するものではありません。もし法的意見や専門家の意見が必要な場合、又は個別の法的事項に関するご相談がございましたら、当事務所の下記対応窓口(日本語対応可能)までお問い合わせいただければ幸いです。



劉 淑珺 (Liu Shujun)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6601
liushujun@glo.com.cn



鮑 榮振 (Bao Rongzhen)
パートナー
直通電話: +86 10 6584 6609
baorongzhen@glo.com.cn



吳 麗麗 (Wu Lili)
カウンセラー
直通電話: +86 10 6584 6732
wulili@glo.com.cn

なお、当事務所は中国語と英語のニュースレターも発行しておりますので、ご興味ございましたら、GLO-JP@glo.com.cn までお問い合わせいただければ幸いです。

本月報の著作権、及びその他の権利は全て環球法律事務所に帰属します。内容の無断転載等の行為はご遠慮ください。